

国際関連情報 Report from IASB

# IFRS 第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に関するプロジェクト

やまがみ たかし  
IASB 客員研究員 山神 卓士

## 1. はじめに

前回までにこれまで IFRS 解釈指針委員会（以下「解釈指針委員会」という。）が議論してきた数々の IFRS 第5号に関連する論点につき紹介させていただいた（詳細については本誌第51号及び52号を参照されたい）。今回は国際会計基準審議会（IASB）が2015年9月に公表した2015年アジェンダ・コンサルテーションの意見募集を通じてIFRS第5号に関するプロジェクトに寄せられたコメント及び同プロジェクトの今後の可能性ある行方につき紹介させていただければと思う。なお、文中の意見にわたる部分はすべて筆者の個人的見解である。

## 2. これまで

解釈指針委員会ではここ数年にわたりさまざまなIFRS第5号に関する論点を議論してきた。しかし、それらの論点のうちほとんどは結論の合意には至らなかった。未解決の論点が多岐にわたるため、解釈指針委員会はこれら論点は個別に検討を続けるのではなく、IFRS第5号の

包括的な見直しの一環として検討するほうがより適切であると考えた。その結果、2015年9月にその旨を通知する暫定的アジェンダ決定を公表した。その後、同暫定的アジェンダ決定に対し寄せられたコメントを検討し2016年1月に同決定を最終化することとした。この意味するところは、これまで解釈指針委員会が議論してきたIFRS第5号に関する論点は当面は解釈指針委員会で議論をしないというものである。このような決定をした背景には、2015年アジェンダ・コンサルテーションへの意見募集文書の中でIFRS第5号が、「考え得るリサーチ・プロジェクトの追加」というセクションに含まれていたことがある。同意見募集ではIFRS第5号につき、考え得るリサーチ・プロジェクトとして次のように言及している。

「解釈指針委員会は、IASBに対し、IFRS第5号『売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業』の首尾一貫した適用に関するいくつかの実務上の論点を検討するよう求めた。IASBは、提起された論点のいくつかを扱うためには広範囲のプロジェクトが必要となる可能性があることに着目した。IASBは、これらの論点に関するリサーチ・プロジェクトを作業計画に追加するかどうかについては、今回のアジェン

ダ・コンサルテーションからのフィードバックを検討した後に決定することとしている。」

### 3. IFRS 第5号に対し寄せられたコメント

アジェンダ・コンサルテーション意見募集に寄せられたコメントは119通あり、そのうち、IFRS 第5号の可能性あるプロジェクトに対し言及したコメントは35通あった。これらコメントのうち、同プロジェクトの相対的な重要度(高・中・低)につき言及したコメントは23通あり、その内訳は高7通、中13通そして低3通というものであった。

重要度を高又は中とした回答者は、これまでに解釈指針委員会に寄せられたIFRS 第5号に関する論点の数に着目し、数々の論点が寄せられるという事実はIFRS 第5号の包括的な見直しの必要性を示唆するものであると考えた(参考までに、2009年以降に解釈指針委員会に寄せられたIFRS 第5号に関する質問は、筆者が対応したものを含め実に22にもものぼる)。また、複数の回答者は、IASBが将来IFRS 第5号のプロジェクトを立ち上げるのであれば、そのプロジェクトの対象範囲は解釈指針委員会が2016年1月に公表したアジェンダ決定に含まれる論点のみならず、より広範な論点を取り扱うべきであると提案している。

一方で、重要度を低とした回答者からは、その理由として回答者の法域ではIFRS 第5号に関する重要な会計上の問題が生じていないことがあげられた。

回答者からはIFRS 第5号の可能性あるプロジェクトの取り組み方のコメントもあった。多くの回答者はIASBがIFRS 第5号の個々の論点を狭い範囲の修正で個別に対応するのではな

く、包括的な見直しを実施するべきであると考えている。これらの回答者の多くはIASBがIFRS 第5号の適用後レビューを実施するべきであると提案している。

### 4. IFRS 第5号の今後の行方

前記3で紹介したIFRS 第5号に対し寄せられたコメントは2016年4月のIASB会議にてIASB各メンバーに報告済みである。IASBはその他のプロジェクトに対し寄せられたコメントを考慮し、個々のプロジェクトの優先度を判断していくこととなる。同判断に加え内外部の人的リソース等の要因を総合的に判断し今後のIASBの作業計画を決定していくこととなる。執筆時点においてIASBは今後の予定として5月に暫定的な作業計画の決定をし、6月にIFRS諮問会議で同作業計画の議論をし、その後IFRS諮問会議でよせられたコメント及び助言を考慮した上で作業計画の最終決定をしていくこととなる。

IFRS 第5号が実務において適用上の論点を生み出しているのは解釈指針委員会のこれまでの議論より明白である。しかし、IASBが今後の作業計画にIFRS 第5号に関するプロジェクトを含むかどうかは、上述のとおりその他のプロジェクトとの相対的な優先度等を考慮し決定するため、実在する適用上の論点イコール自動的にIASBの作業計画に組み込まれるということとはならない。仮にIASBが今後の作業計画にIFRS 第5号のプロジェクトを含めないと決定した場合には、解釈指針委員会はこれまで議論した論点のすべて、又は一部につき議論を再開する可能性はある。